

## 新宿区立区民ホール（四谷・牛込筆筒・角筈）利用規約

### 利用承認書

ホールご利用当日に利用承認書をお持ち頂き、ホール担当者に掲示の上、ご利用下さい。

利用承認書の再交付は出来ません。

利用承認書の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出て下さい。

### 利用権の譲渡等の禁止

利用承認を受けた施設や附帯設備等の利用権を、譲渡したり、転貸したりする事は出来ません。

### 利用料金の振込み

ホール利用申請時に利用料金のお支払いに関しまして、振込みを希望されましたお客様は指定期日までに指定の口座に振込みをお願いします。また、万が一指定の期日までに振込みを行えない場合は、利用するホールの事務所まで御連絡下さい。原則として指定の期日までに振込み頂けない場合にはキャンセル扱いとさせていただきます。 **但し、利用ホールにてキャンセルの手続きが必要となります。**利用料金を振込み頂いた後に、利用を取消される場合は取消手数料（利用料金の3割）が発生します。予めご了承下さい。

**振込の場合、利用承認書は1ヶ月前の打合せ時にお渡しいたします。**

### 各ホールでの事前打ち合わせ

催し物実施日（利用日）の1ヶ月前または、催し物の内容が決定しましたら使用するホールの事務所に電話予約をして頂き、ホールスタッフと打ち合わせを行って下さい。

事前打ち合わせは利用される各ホールの事務所にて行わせて頂きます。

### ホールの利用時間

ホールの利用時間について、下記の注意事項をご確認下さい。

ホールの利用時間は事前準備・片付けの時間を含みます。

ピアノ御利用時に調律を希望される場合はホールの利用時間内での調律（約2時間）となります。

### 利用の取消

利用の取消をされる時は、利用開始日の14日前までにお申し出下さい。利用料金の7割をお客様ご指定の口座に振り込ませて頂きます。

一度お支払い頂きました利用料金に関しましては、取消手数料（利用料金の3割）が発生します。予めご了承下さい。

下記の場合に限り、利用料の一部または全額を返金いたします。

- 利用者の責任によらない事由で利用が出来なくなった場合・・・・・・・・・・全額
- 利用日の 14 日前までに利用の取消を申請した場合・・・・・・・・・・ 7 割
- 利用変更手続きにより、変更後の利用料金が変更前の利用料金を  
下回る場合・・・・・・・・・・ 差額の 7 割

## 利用の変更

利用日等を変更する場合は、利用日の 14 日前までに変更の申請をして頂き、承認を受けて下さい。  
尚変更に関しましては下記の事項にご注意下さい。

- 変更の手続きは、1 回の申請につき 1 回限りとさせていただきます。(同月内に限る)
- 変更に関しましては、利用予定日の翌日以降へは変更を行えません。
- 変更後、利用料金が変更前の利用料金を超える場合は、その差額をお支払い下さい。

## 附帯設備利用料金追加等の精算

ご利用頂きました附帯設備利用料金、追加分利用料金(楽屋等)は催し物実施日(利用日)当日に現金でお支払い頂くか、利用後 3 日以内に指定の口座にお振込み下さい。

## 駐車場

一般の方の駐車場はございません。ただし、荷物の搬入等主催者用として無料で利用する事が出来ますので、ホールの担当者と打ち合わせの上、事前に申請して下さい。  
各ホールにつきましては下記をご確認下さい。

四谷区民ホール： 主催者車両は 5 台までホール利用時間内に駐車する事が出来ます。

牛込笹笠区民ホール：主催者車両は 4 台までホール利用時間内に駐車する事が出来ます。

角筈区民ホール： 主催者車両は 3 台までホール利用時間内に駐車する事が出来ます。

## その他、御利用に際しての注意事項とお願い

ポスター、チラシ、チケット、案内状等を配布する場合はホールの電話番号を記載しないで下さい。

ホール内で募金活動や書籍等の物品の販売をする場合は、利用料金が「入場料徴収あり」の金額となります。

火気等を使用する場合は指定の消防署へ「禁止行為の解除承認申請」を行って下さい。

ホール内は飲食禁止となっています。

ゴミのお持ち帰りをお願いしておりますので、ごみ袋等をご用意下さい。

お問い合わせ(受付時間は各ホール午前 8 時 30 分から午後 7 時までです。)

四谷区民ホール 8 階ホール事務所 (03) 3351-2118

牛込笹笠区民ホール 1 階ホール事務所 (03) 3260-3421

角筈区民ホール 2 階ホール事務所 (03) 3377-1372